

台風接近時の「警報（暴風・大雨・洪水）」の発令に係る学校の対応について（令和6年7月1日）

長崎市立三重中学校

1 対応マニュアル

(1) 前日

- ①長崎市が「**暴風警戒域**」に含まれ、市内全域にわたって被害が予測される場合【コース】、通学時間帯に暴風警報が予測される場合【時間帯】には、前日に長崎市教育委員会から学校へ「**臨時休業**」を含め通知があるので、各家庭に連絡する。
ただし、「平常授業」と判断した場合でも、その後の状況によっては、当日の対応が変更になる場合がある。その際は、(2) 当日に態度を決定する場合により対応することとする。

(2) 当日に態度を決定する場合 **※警報（暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれか）**

第1段階			
時刻	警報発令の有無	対応	給食
午前6時	あり	自宅待機	—
	なし	通常登校	前日に「中止」と判断した場合 →「 なし 」 ※弁当等を持たる。 前日に「中止」の判断がない場合 →「 あり 」



第2段階			
時刻	警報発令の有無	対応	給食
午前10時	あり	臨時休業 (自宅待機) ※警報が解除されても、午後4時 までは外出しないこと	—
	なし (既に警報解除)	授業実施 ※午後1時30分までに登校	「 なし 」 ※昼食は自宅で済ませること。

※1 上記に閑わらず

- ①バス利用者で「バスが運行しない」場合は、「バスの運行を待ってから登校」とする。
- ②警報が発令されていない（解除された）場合でも、自宅近辺の状況により、保護者が危険と判断した場合は、学校に連絡のうえ「自宅待機」とする。

※2 台風が接近している場合

- ①緊急に保護者に連絡を取らなければいけないことが想定されるので、学校から確実に連絡が取れるようにしておく。
- ②登校後、台風接近に伴い「急遽早退させる」ことがあるので、自宅のカギを生徒に持たせる等、生徒が自宅に入ることができるような配慮を保護者にお願いする。

※3 大雨にかかる防災気象情報に伴う学校の対応については、別紙対応マニュアルを参考にする。

※4 家庭への連絡は、「totoru」で送信する。